

※レイアウトを編集，ページも変更，原文はそのまま

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。いじめを受けている子どもがいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには、その行為は許さず、毅然とした態度で指導にあたる必要があります。

いじめを防止するには、町民全員が、子どものいじめに対する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで標茶町は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第12条及び第11条の規定及び「北海道いじめ防止基本方針」(以下「北海道基本方針」という。)に基づき、標茶町におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や具体的な内容を示すために「標茶町いじめ防止基本方針」(以下「標茶町基本方針」という。)を策定します。

この「標茶町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

標茶町立学校においては、標茶町基本方針が求める「教育委員会の取組」等、町が実施する施策を参酌して、学校が取り組む「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめ防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(2) いじめの理解	
ア いじめの定義	
イ いじめの内容	
ウ いじめの要因	
エ いじめの解消	
2 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的	
3 いじめ防止に向けた方針	
第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	4
1 標茶町いじめ問題等対策連絡協議会(仮称)の設置	
2 標茶町いじめ問題専門委員会(仮称)の設置	
3 教育委員会の取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価等に関すること	
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	6
1 学校いじめ防止基本方針策定の考え方	
2 学校の組織づくりについて	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価等に関すること	
第4章 重大事態への対処	7
1 重大事態とは	
2 標茶町立学校における対処	

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

- (1)基本理念
- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
 - すべての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
 - いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、町及び地域全体でいじめ問題を克服すること

(2)いじめの理解
 ア 定義

【いじめの定義】 (法第2条, 条例第2条)※平成25年度から
 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

イ 内容

- 具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

《事例》 (定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。) 体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でバカにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は定義に照らしていじめに該当するものと考えられます】

ウ 要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次のことに留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題からおこるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたりおもしろがったりする「観衆」の存在、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり、深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかになっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての児童生徒が活躍できる集団作りが十分ではければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ 解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

(※ 相当の期間～少なくとも3か月を目安とする)

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 2 標茶町いじめ防止基本方針策定の目的 標茶町基本方針は前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とします。
- 3 いじめ防止に向けた方針 児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、町全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要があります。
- 【教育委員会として】
- ①いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
 - ②いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
 - ③学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
 - ④児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。
- 【学校として】
- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
 - ②児童生徒が主体となっていじめのない学校づくりをするという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
 - ③いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
 - ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
 - ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織を挙げて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- 【保護者として】
- ①どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日ごろからいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

【児童生徒として】

②児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶をめざし互いに補完し合いながら協働して取り組む。

③いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

【地域・関係機関として】

①自分の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

①児童生徒の成長、生活に関心を持ち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。

②子ども会やお祭りなどの地域行事等で、児童生徒が主体的に参加できるように配慮する。

③児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

1 標茶町いじめ問題等対策連絡協議会の設置 教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例第35条により、学校、教育委員会、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会その他の関係者により構成される、「標茶町いじめ問題等対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

2 標茶町いじめ問題専門委員会の設置 教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、町におけるいじめの防止等の対策を実効的におこなうために「標茶町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。
なお、専門委員会は「第三者機関」としての役割を併せ持つものとする。

3 教育委員会の取組

(1)いじめの防止・早期発見に関すること ○教育委員会は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○教育委員会は、各学校において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。

- 教育委員会は、各学校の「いじめ根絶一学校一運動」の取組を交流し、いじめ防止に向けて、児童生徒が主体的に考え、議論できる場として「標茶町いじめ根絶子ども会議」を実施する。
- 教育委員会は、「いじめの把握のためのアンケート」調査において、結果及び分析について、保護者や地域住民への公表を行い、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓蒙活動の充実を図る。
- 教育委員会は、「特別な支援を必要とする児童生徒」等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導が組織的に行えるように支援の充実を図る。
- 教育委員会は、指導室をいじめに関する相談窓口として、それに対応する体制整備を図る。
- 教育委員会は、町に配置されているスクールカウンセラーの役割等を各学校に周知し、積極的な活用を促すとともに、活用の促進を図る。
- 教育委員会は、各学校で行われているアンケートや個人面談等の取組状況について把握する。

(2)いじめの対応
に関すること

- 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- 教育委員会は、標茶町生徒指導連絡協議会等の関係団体と連携を取り、個人情報の取り扱いに配慮しながら、平素よりいじめの問題等について情報交流ができるようにする。

(3)学校評価等
に関すること

- 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査項目の中にいじめに関することを位置づけることを周知する
- 標茶町は、各学校で実施されている「学校評価」について、調査内容及び調査結果の報告を受ける。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

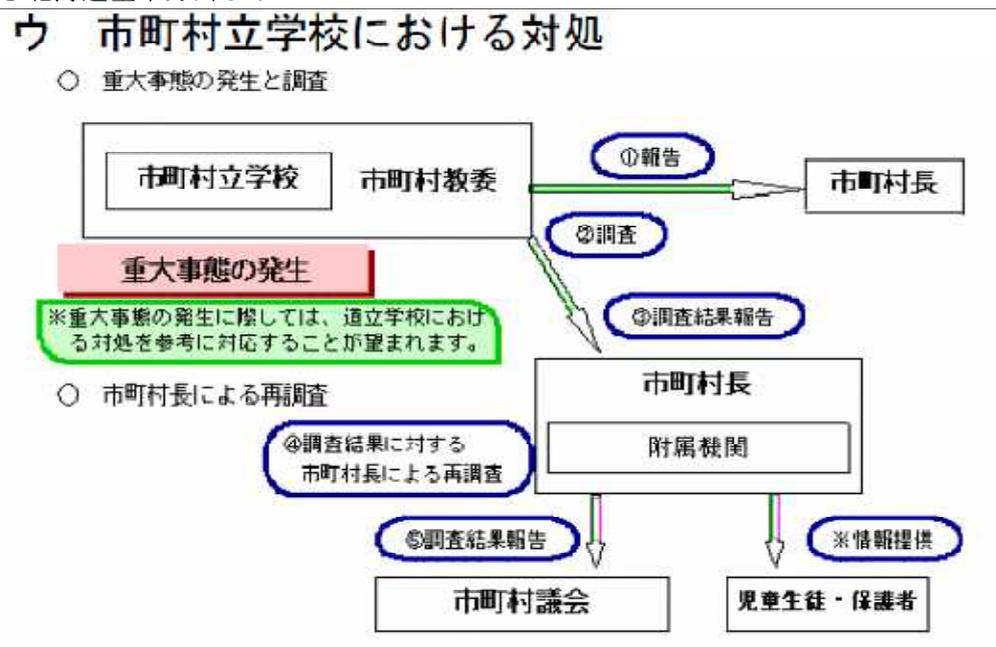
- | | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 1 | 学校いじめ防止基本方針策定の考え方 | 法第13条に基づき、各学校は、国、道、町の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を学校基本方針として定める。策定した学校基本方針は保護者や地域に公開する。 |
| 2 | 学校の組織づくりについて | 法第22条に基づき、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員等で構成される、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。 |
| 3 | 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて | |
| (1) | いじめの防止・早期発見に関すること | <p>○各学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科 道徳」をはじめ、すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。</p> <p>○各学校は、平素より、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるよう、教育課程の編成を工夫し、改善することに努める。</p> <p>○各学校は、児童生徒がいじめに正面から向き合えるよう、児童生徒自らがいじめ防止に取り組む活動「いじめ根絶一学校一運動」の充実を図る。</p> <p>○各学校は、いじめ把握のアンケートや i-check 等の各種調査及び定期的な個人面談などを実施し、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。</p> <p>○各学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。</p> |
| (2) | いじめの対応に関すること | ○各学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。 |
| (3) | 学校評価等に関すること | ○各学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取り組み状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。 |

第4章 重大事態への対処

1 重大事態とは ○重大事態(法第28条)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 標茶町立学校における対処 ○北海道基本方針より



- 各学校は、当該児童生徒に重大事態が発生した疑いがあると認めた場合には、教育委員会を通じて、その旨を町長へ報告する。
- 重大事態が発生した疑いがあると認められた場合に行う調査については、「事実関係を明らかにする」ためにおこなうものである。
- 専門委員会が調査をおこない、調査が完了次第、教育委員会を通じて、町長へ報告をおこなうものとする。
- 情報提供については、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

標茶町立磯分内小学校 いじめ防止基本方針 いじめ防止等を推進する体制づくり

平成31年 1月 策定(令和2年 2月17日一部改訂)

1. 基本的な考え方

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されている。これを受け標茶町では、平成30年9月に「標茶町いじめ防止基本方針」を策定した。町内全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、町内すべての小中学校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることを目的としたものである。

これを受け本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を確認する。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

<第13条>

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

<第22条>

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「いじめ」は平成25年度から次のとおり定義が改訂されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

磯小いじめ防止-1

2. いじめ防止等のための対策組織	基本的には(1)とするが、子どもの話題をいつでも気軽に口にすることができ、教職員間で情報を交流・共有できる本校のよさを最大限に活かし、(2)や(3)も適時開催し、防止のための組織の活性化を図る。
(1)いじめ防止対策委員会 〈構成員〉 〈活動〉	いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。(主宰：校長，運営：教頭) ◎校長，○教頭，担任，生活部長，養護教諭，特別支援コーディネーター， ・いじめの早期発見に関すること [ex:アンケート調査等] ・いじめ防止に関すること ・いじめ事案に対する対応に関すること
(2)職員会議・特別支援委員会	月に1回開催する職員会議(含：特別支援委員会)の中でも、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換，及び共通行動についての話し合いを行う。
(3)特別委員会	教頭の運営のもと、必要な時に適時開催できる委員会とする。いじめの兆候を見逃さないように子どもたちの様子や学校の様子を交流する。

3. 学校におけるいじめ防止等

(1)いじめの防止	各学年(学級)における経営においては、次のことに重点をおいて未然防止に努めるものとする。 ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。 ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけではなく関係機関等と協力して解決にあたる。 ⑤学校と家庭(必要に応じて地域)が協力して事後指導にあたる。
(2)いじめの未然防止	①いじめが起きにくい学校風土・学級風土の醸成 ・誰もがいじめに巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへとつながる危機管理意識を抱き、常に潤いに満ちた風土をつくり出す、【居場所づくり】の取組 ・いじめの背景には誰もが抱えるストレスやその原因となる要因(ストレッサー)等が存在することに着目し、それらを把握し、この改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防ぐなど、未然防止を図る。 ②いじめに向かわない児童の育成 ・児童一人一人が、「いじめは人として決して許されない行為である。」と心底思い、周りの友達などに毅然とした態度で言えるたくましい心を育てる。 ・ストレスやストレッサーの〈はけ口〉として、他者を攻撃するようなまねはしないと見える児童を育てる。 ・「いじめはいけない」「何がいじめなのか」ということについて、全学年においても指導する。 ⇒そのため、他者との関わりに喜びを感じられる機会を積み重ねて体験できる場を意図的・計画的に設定する。面倒であったり、思いと異なる場ではあっても、他者とのかかわりに楽しさを見出し、人の役に立てたら嬉しいと感じる場や機会を大切にしていく。(自己有用感の獲得)

③わかりやすい授業，自己存在感，自己有用感を実感できる行事の実施を通じた児童に自尊感情を育む教育活動の推進

- ・主体的に児童が学習に向かう，活躍できる授業への改善を図る。
- ・「わかった」「できた」「みんなで学習することが楽しい」と感じられる授業への改善を図る。
- ・ヒドゥンリキュラム(見えないカリキュラム)を意識した学級経営を心がける。
- ・学級内での友達の同士のふれあい，友達同士の活動等「関わり」を大切にする。
- ・「全校遊び」「たてわり班」を中核にした意図的な異学年交流の充実を図る。
- ・学習規律の統一と徹底を全校で図る。

④特別の教科「道徳」の充実

- ・道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識に児童が立てるように，教育活動全体を通して指導する。
- ・「見て見ぬ振りをする」「知らない顔をする」ことは、「自分の心に嘘をつくこと」であり，傍観することもいじめに加担していることと同じであることを理解させる。

(3)いじめの早期
発見・早期解決

①いじめの早期発見のための手段

- ・本校のよさである<全教職員による全児童への指導体制>のコンセプトのもと、「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち，教職員の丁寧な観察を日常的に継続することにより，子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・「いつもと違う。」と感じた児童がいる場合には，これを意識して職員室で声をあげ，全職員でこの情報を共有し，全教職員の目で当該児童をより傾注して見守る。
- ・様子に違和感を覚える場合，教師は当該児童へ積極的かつ，適切に働きかけ，安心感をもたせる。併行して，困っていることや悩みの有無を確認する。解決すべき問題がある場合には，当該児童から悩み等を聞き，早期解決を図る。
- ・「いじめアンケート」「教育相談」を適時実施し，現在の児童の悩みや人間関係の把握に努め，いじめのない学校づくりを目指す。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように，意図的な啓発活動を計画し，外部講師を招くなどするスマホやケータイ，インターネット等の情報モラルの学習を取り入れる。
- ・ネットパトロールを定期的に行い，早期発見，対応できる校内体制を整える。
- ・学校評価や保護者からの情報に傾注し，より丁寧な対応に心がけ，校内いじめ対策委員会を開催し，積極的に解決に向かう体制を整備し，解決にあたる。

②全教職員での早期解決～＜全員で＞を基本に

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、そのままではいじめに加担しているのと同様であるということを指導する。
- ・必要に応じて学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。

(4)家庭や地域、
関係機関との連携

- ・いじめ問題が発生した時には、早い段階から家庭との連携を密にとり、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し指導に反映させる。
- ・いじめを受けた側、加害を含めた関係する保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を早急に行う。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用を促す。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(5)懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、個人的、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができることを念頭に、管理職に相談した上で行うものとする。

